

4

第4編

損害保険の周辺知識

学習の内容

- 第1章 損害賠償
- 第2章 社会保険
- 第3章 災害時の公的支援制度
- 第4章 税務・相続
- 第5章 隣接業界

学習のポイント

損害賠償、社会保険、被災者生活再建支援制度など社会インフラの基本的な仕組みと、損害保険の役割



損害保険の税務処理（保険料・保険金など）および相続の基本的な考え方



隣接業界の生命保険、少額短期保険、共済の商品概要および損害保険との違い



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 損害賠償

デジタルテキスト 356

4 1 -1 損害賠償責任

第1節の
学習時間  およそ
10分

(1) 不法行為責任と債務不履行責任

わたしたちは、日常生活を送る中で、自動車の運転を誤って通行人にケガを負わせたり、逆に自らが交通事故の被害者となってケガを負ったりするなど、自らの行為によって他人に損害を与えたり、他人の行為によって損害を被ったりすることがあります。

民法では、自らの行為により他人に損害を与えた場合、その損害をてん補しなければならない旨が規定されています。これを「損害賠償」といいます。この損害賠償は、今日、わたしたちの日常生活上の紛争を解決するための手段として、最も合理的な方法といえます。

損害賠償責任は、民法上、次のような場合に発生します。

① 不法行為責任（民法第709条）

② 債務不履行責任（民法第415条）

デジタルテキスト 357

① 不法行為責任（民法第709条）

故意または過失によって、他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者（加害者）は、被害者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。これを不法行為責任といいます。不法行為責任は、当事者間に契約関係がなくても成立します。

なお、被害者が加害者に対して損害賠償を請求する場合、被害者は、加害者に故意または過失があったことや、加害行為と損害との間に因果関係があることなどを立証しなければなりません。

具体例

- ・自転車に乗っていて、自分の不注意で歩行中の人にぶつかり、ケガを負わせてしまった。
- ・キャッチボールをしていて、誤って他人の家の窓ガラスを割ってしまった。



デジタルテキスト 358

② 債務不履行責任（民法第415条）

契約等の当事者である債務者が、その責めに帰すべき事由により、債務の本旨に従った履行をしなかったとき、または債務の履行が不能であるときは、債務者は、債権者に対してその損害を賠償する責任を負います。これを債務不履行責任といいます。債務不履行責任は、契約など債権・債務の関係にある者の間で成立します。つまり、債務者は、自らの責任で約束した義務を果たさなかった場合に債務不履行責任を負うことになります。債務者の責任といえるかどうかは、契約の目的、契約に至った事情や社会通念に照らして判断されます。

なお、債権者が債務者に対して損害賠償を請求する場合、債務者は、自らに責任がないことを立証しない限り、その責任を負うことになります。この点が不法行為責任と異なります。

具体例

- ・事業者が代金の支払いを受け、商品を期日までに納入する約束をしていたが、その商品を事業者の過失によって期日までに納入できなかった。



デジタルテキスト 359

【失火責任法と火災保険】

①失火責任法とは

失火により他人に損害を与えた場合は、失火ノ責任ニ関スル法律（失火責任法）に基づき、失火者に重大な過失があるときに限り、損害賠償責任を負います。したがって、失火者の重大な過失によらない失火のときは、失火者に不法行為責任は生じません。このように、失火責任法においては、一般の不法行為責任の過失責任主義の原則が緩和されています。

②火災保険の役割

例えば、隣家からの延焼による被害を受けても、失火者に重大な過失がなければ、失火者が損害賠償責任を負わないため、被災者は失火者に損害賠償の請求をすることができません。火災保険は、このような「もらい火」への備えとしても重要な役割を果たしています。

③失火責任法と債務不履行責任

失火責任法は、民法の不法行為責任の特別法であるため、民法の債務不履行責任には適用されません。例えば、借家人が失火により借家を焼失させ、さらに隣家を延焼させた場合、借家人は、重大な過失がなければ、隣家の所有者に対しては損害賠償責任を負いませんが、家主に対しては借家を原状回復して返却しなければならないという債務不履行責任を負います。 **▲注**

▲注 「故意」により火災を引き起こした場合は、当然に民法の「不法行為による損害賠償」の規定が適用され、被災者に対して損害賠償責任を負わなければなりません。



デジタルテキスト 360

参考 一般の不法行為と特殊の不法行為

不法行為責任の中でも、前記（1）①の民法第709条に規定する不法行為責任は、「一般の不法行為」といわれています。

これに対し、加害者の過失の有無や加害行為と損害発生との因果関係の立証等が被害者側には困難となる場合があることから、民法または特別法により、立証責任を加害者側に転換したり無過失責任の考え方を採り入れたりした不法行為責任が定められています。これらは「特殊の不法行為」といわれ、例えば次のようなものがあります。

①責任無能力者の監督義務者等の責任（民法第714条）

未成年者などの責任無能力者が第三者に損害を与えた場合、原則として、責任無能力者が損害賠償責任を負わない代わりに、その者の法定の監督義務者である親権者や後見人などが損害賠償責任を負います。

②使用者等の責任（民法第715条）

従業員などの被用者が、事業の執行について第三者に損害を与えた場合、原則として、被用者を雇用する使用者は、自らに責任がないことを立証しない限り、被用者に代わって第三者に対する損害賠償責任を負います。

③共同不法行為者の責任（民法第719条）

数人が共同して不法行為を行って他人に損害を与えた場合、それらの者は全員、損害の全額に対して連帯してその損害賠償責任を負います。

デジタルテキスト 360

(2) 過失相殺

不法行為の被害者にも過失があったときは、損害賠償額を算定するにあたり、その過失を考慮することができます（民法第722条第2項）。これを「過失相殺」といいます。

被害者が過失により損害の発生や拡大を助長した場合、具体的公平を図る見地から損害賠償額の減額が認められるものです。

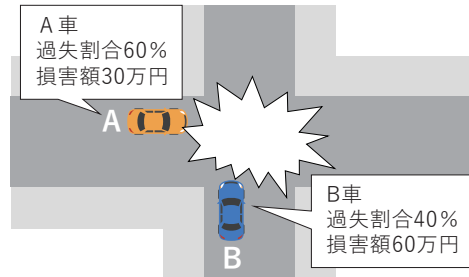
例えば、走行中の自動車同士などの交通事故においては、加害者側が一方向的に悪いようなケースだけでなく、被害者側にも落ち度があるケースがあります。このような場合には、加害者は、被害者側の過失の割合に基づき、被害者が責任を負う分を差し引いて被害者に損害を賠償することになります。つまり、相手側の過失の程度に応じて実際の損害額を減額したものが損害賠償額となり、賠償責任保険金はこの減額後の損害賠償額に対して支払われることとなります。

デジタルテキスト 361

具体例 対物事故の場合

交差点で、A車が右折する際に直進してきたB車と衝突し、双方の自動車が破損しました。

A車の損害額が30万円、B車の損害額が60万円で、AとBとの過失割合を60：40とすることで双方が合意しました。



この場合、A、Bそれぞれの損害賠償額は、次のとおりとなります。

	(損害賠償額)	(相手の損害額)	(加害者の過失割合)
AがBに支払う損害賠償額	:	B車の損害額60万円 × Aの過失割合60%	= 36万円
BがAに支払う損害賠償額	:	A車の損害額30万円 × Bの過失割合40%	= 12万円

参考 素因減額（素因減責）と損益相殺

損害の発生または拡大に被害者の素因が寄与していると認められた場合、加害者・被害者間の損害賠償の分担を公平に行うために、被害者の素因をしんしゃくして加害者の損害賠償額を減額する素因減額（素因減責）が行われることがあります。

また、被害者が不法行為により損害とともに利益も受けている場合、被害者が受けた利益の額を損害額から差し引いて損害賠償額を算定する損益相殺といった調整が行われることもあります。

4 1 -2 損害賠償責任と損害保険商品

第2節の
学習時間  およそ
1分

損害保険には、過失によって「法律上の損害賠償責任」を負担することにより被る経済的な損失を補償する保険商品が数多くあります。加害者の賠償資力を強化し、それによって被害者の保護・救済を図るという点で、損害保険は重要な役割を果たしています。

リスク（主な損害賠償責任）	関連する主な損害保険商品
不法行為責任（一般の不法行為）	・自動車保険（対人・対物賠償責任保険） ・個人賠償責任保険 等
債務不履行責任	・借家人賠償責任保険 等
運行供用者責任（特殊の不法行為）	・自賠責保険 ・自動車保険（対人賠償責任保険）

第2章 社会保険

デジタルテキスト 364

4-2-1 社会保険


第1節の
学習時間  およそ
9分

社会保険は、不測の病気やケガなどが発生した場合に一定の給付を行い、本人またはその家族の生活を保障するもので、国民の相互扶助の精神を社会的に制度化したものです。しかし、個人にとっては必ずしも十分な保障とはいえないため、わたしたち自身で日頃からいろいろな準備をしておく必要があります。

わたしたちが取り扱う損害保険の中には、傷害保険、医療保険や介護保険など、社会保険を補完できる性格の商品が多くあり、損害保険の募集に携わる者として、社会保険に関する知識が大変重要となります。

この社会保険は、民間の保険とは異なり、次のような特徴を持っています。

【社会保険の特徴】

1. 国民の生活を保護し、福祉を図るために、国が法律に基づきつくった社会保険制度で、国や地方公共団体が保険者となって費用の一部を負担し運営を行っていること。
2. 個人や事業主が自由に契約・加入するのではなく、原則として、法律で加入が義務付けられていること（強制加入）。
3. 原則として、所得に応じて保険料を負担すること（応能負担）。 

 損害保険では、危険度に応じて保険料を負担（応益負担）します。



デジタルテキスト 365

(1) 公的医療保険（健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度）


① 健康保険

健康保険では、企業等の従業員やその扶養家族を対象に、病気やケガに対して保険給付がされます。

企業等の従業員の業務災害による病気やケガについては、労働者災害補償保険（労災保険）により保険給付がされるため、健康保険では、業務外の事由による病気やケガを対象としています。

なお、医療費の自己負担の割合は、次のとおり対象者ごとに異なります。

被保険者	70歳未満	3割
	70歳以上75歳未満	2割（現役並みの所得がある場合は3割）
被保険者の 扶養家族 （被扶養者）	未就学児童	2割
	就学後70歳未満	3割
	70歳以上75歳未満	2割 

 被保険者が70歳以上75歳未満で現役並みの所得がある場合、70歳以上75歳未満の被扶養者は3割となります。

デジタルテキスト 366

② 国民健康保険

国民健康保険では、自営業者、農業従事者、年金生活者などを対象としており、病気やケガに対して保険給付がされます。

なお、自己負担については健康保険と同様ですが、健康保険と異なり、業務上の病気やケガについても対象となります。

③ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者がその負担能力に応じて公平に負担することを目的とする制度で、75歳以上（寝たきり状態など一定の障害状態にある場合は65歳以上）の者が対象となります。

なお、自己負担については原則として、医療費の1割 **▲注** で、保険給付は国民健康保険と同じです。

▲注 一定の所得のある者（現役並み所得者を除きます）の自己負担割合は2割、現役並み所得者の自己負担割合は3割となります。

デジタルテキスト 367

(2) 公的介護保険

公的介護保険では、被保険者が認知症や寝たきりなどにより「要介護状態」 **▲注1** または「要支援状態」 **▲注2** となった場合に保険給付がされます。

被保険者は、次のとおり第1号被保険者と第2号被保険者とに分けられ、給付要件が異なります。

第1号被保険者	市町村の住民のうち、65歳以上の者	要介護状態または要支援状態となったときに、市町村の認定を受けて給付が受けられます。
第2号被保険者	市町村の住民のうち、40歳以上65歳未満の医療保険加入者	初老期における認知症や脳血管疾患などの「特定疾病」により要介護状態または要支援状態となったときに限り、市町村の認定を受けて給付が受けられます。

なお、被保険者が要介護者または要支援者として保険給付を受ける場合は、原則として、介護費用の1割（65歳以上で一定以上の所得がある者は所得金額によって2割または3割）を自己負担することになります。

▲注1 要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいい、その介護の必要度（要介護状態区分）に応じて5段階に区分されています。

▲注2 要支援状態とは、身体上または精神上の障害があるために、次のいずれかに該当するものをいい、その支援の必要度（要支援状態区分）に応じて2段階に区分されています。

- a. 日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間継続して常時介護を要する状態の軽減または悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態
- b. 6か月間継続して日常生活を営むのに支障が見込まれるが、要介護状態に至らない状態

デジタルテキスト 368

(3) 公的年金保険（国民年金・厚生年金保険）

公的年金保険は、国民年金と厚生年金保険からなり、すべての国民を対象とする国民年金を1階、厚生年金保険の被用者年金制度を2階とする2階建ての制度となっています。



① 国民年金

② 厚生年金保険

デジタルテキスト 369

① 国民年金

国民年金は、全国民を対象としており、基礎年金として位置付けられています。原則として被保険者が65歳以上となった場合に、「老齢基礎年金」が支給されます。

また、被保険者が一定の障害の状態になった場合には「障害基礎年金」が、被保険者が死亡した場合には、被保険者によって生計を維持していた一定範囲の遺族に対し「遺族基礎年金」が、それぞれ所定の要件を満たしていれば支給されます。

② 厚生年金保険

厚生年金保険は、70歳未満の労働者を対象としており、国民年金の上乗せとして位置付けられています。原則として被保険者が65歳以上となった場合に、「老齢厚生年金」が支給されます。

また、被保険者が一定の障害の状態になった場合には「障害厚生年金」または「障害手当金」が、被保険者が死亡した場合には、被保険者によって生計を維持していた一定範囲の遺族に対し「遺族厚生年金」が、それぞれ所定の要件を満たしていれば支給されます。

デジタルテキスト 370

(4) 労働保険（労災保険・雇用保険）

① 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険（労災保険）では、労働者が業務上または通勤途上のケガや病気により病院などで治療を受けた場合や、療養のために休業した場合、死亡した場合などに保険給付がされます。この場合、基本的に自己負担は生じません。

② 雇用保険

雇用保険では、労働者が失業した場合などに保険給付がされるほか、就職促進、雇用継続、教育訓練のために保険給付がされます。

4 2 -2 | 社会保険と保険商品 第2節の学習時間  およそ 1分

損害保険には、ケガなどにより被る経済的な損失を補償する保険商品が数多くあります。自助による備えとなる損害保険は、社会保険を補完するという点で重要な役割を果たしています。

リスク	社会保険制度	関連する保険商品
病気、ケガ	健康保険 国民健康保険 後期高齢者医療制度 等	医療保険 がん保険 所得補償保険 傷害保険 等
認知症、寝たきりなど	公的介護保険	介護保険 等
高齢、障害、死亡	国民年金 厚生年金保険	確定拠出年金 等
(業務上または 通勤途上の) ケガ、病気、死亡	労働者災害補償保険 (労災保険)	労働災害総合保険 等

第2章
社会保険

第3章 災害時の公的支援制度

デジタルテキスト 373

4-3-1 自然災害と公的支援制度

第1節の
学習時間およそ
4分

(1) 被災者生活再建支援制度

わが国は世界でも有数の自然災害大国です。自然災害はいつ、どこで、誰を襲うかわからないリスクであり、これらのリスクに対する公的支援として、「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援制度のほか、「災害救助法」に基づく現物給付などがあります。



① 対象となる自然災害

② 対象となる被災世帯

③ 支援金の種類と支給額

デジタルテキスト 374

① 対象となる自然災害

市町村に10世帯以上の住宅全壊被害をもたらした自然災害や、都道府県に100世帯以上の住宅全壊被害をもたらした自然災害などが対象となります。

② 対象となる被災世帯

対象となる自然災害により、住宅が全壊した世帯や、住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）などが対象となります。 **注**

③ 支援金の種類と支給額

支援金には、住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」があり、用途を限定しない渡し切り方式で支給されます（合わせて最高300万円まで）。

注 住宅の被害状況は、自治体が発行する「罹災証明書」で確認することができます。

デジタルテキスト 375

(2) その他の公的支援制度

自然災害に対する被災者の経済・生活面の支援制度として、前記(1)のほかに、次のようなものがあります。

① 災害救助法による救助

② 災害弔慰金・
災害障害見舞金など

③ 国税・地方税の減免等

デジタルテキスト 376

① 災害救助法による救助

災害救助法に基づき、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失等がある場合に、「避難所・応急仮設住宅の供与」「食品・飲料水の供給」「被服・寝具等の供給・貸与」「医療・助産」などの救助が行われます。**注**

注 被災地域に災害救助法が適用されると、金融庁から金融機関等に対し、保険料の払込猶予などに柔軟に対応するよう要請がされます。



参考 ▶ 自然災害等損保契約照会センター

損保協会の「自然災害等損保契約照会センター」では、自然災害が発生した際、災害救助法が適用された地域における被災者（家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った者など）等からの契約照会に応じています。

デジタルテキスト 377

② 災害弔慰金・災害障害見舞金など

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金が支給されます。また、災害により負傷したり、疾病で身体に重い障害を受けたりした場合、災害障害見舞金が支給されます。**▲注1**

なお、災害で世帯主が負傷したり、住居や家財に一定の損害を受けたりした場合に、生活再建に必要な資金（災害援護資金）の貸付を行います。**▲注2**

▲注1 災害弔慰金の支給額は、生計維持者500万円以下・その他の者250万円以下、災害障害見舞金の支給額は、生計維持者250万円以下・その他の者125万円以下となります。

▲注2 貸付限度額は最大350万円です。

デジタルテキスト 378

③ 国税・地方税の減免等

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、「所得税法に定める雑損控除の方法」「災害減免法に定める税金の軽減免除による方法」のいずれか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

また、地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減または免除を受けることができます。



デジタルテキスト 379

4 3 -2 自然災害と損害保険商品

第2節の
学習時間  およそ
1分

損害保険には、自然災害に対する「すまいへの備え」として火災保険や地震保険が、「くるまへの備え」として自動車保険（車両保険）が、「からだへの備え」として傷害保険などがあります。

被災後の住宅再建や生活再建は、自力で行うことが原則となりますが、損害保険は、自助努力により被災後の再建を支えるという点で重要な役割を担っています。

【家計分野の保険】

自然災害リスク	主な損害保険商品
大雨・洪水、土砂崩れ	・火災保険（水災リスクを補償するもの） ・自動車保険（車両保険） 等 注1
竜巻、突風	・火災保険（風災リスクを補償するもの） ・自動車保険（車両保険） 等
地震・噴火・津波	・地震保険 等
自然災害時のケガ	・傷害保険 等 注2

注1 契約タイプによって、保険金が支払われないことがあります。

注2 地震・噴火・津波によって被ったケガに対しては、保険金が支払われません。

すまいへの備え



第4章 税務・相続

デジタルテキスト 381

4-4-1 税務

第1節の
学習時間  およそ
9分

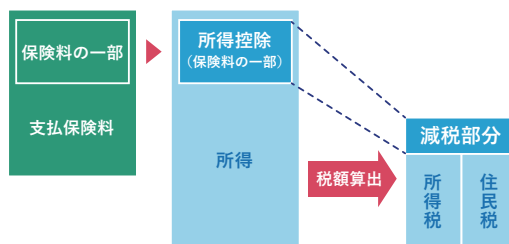
保険契約の締結により、保険契約者は保険料を支払い、万が一、保険期間中に保険事故が発生すれば保険会社から保険金を受け取るようになります。税法上、保険料支払いに関しては税負担の軽減があり、保険金受取りに関しては保険料負担者との関係によって課税されることがあります。損害保険の募集に携わる者として、税金に関する知識は欠かせない知識のひとつといえます。

なお、税法上の取扱いは、個人契約と法人契約とで異なりますが、本テキストでは個人契約について説明します。

デジタルテキスト 382

(1) 保険料の税務処理（保険料を個人が支払う場合）

地震保険や第三分野の保険を契約した場合、保険契約者（納税者本人）は、地震保険料控除または生命保険料控除の適用を受けることにより、支払った保険料のうち一定額をその年の所得金額から控除し、所得税および個人住民税を軽減することができます。



① 地震保険料控除

② 生命保険料控除

デジタルテキスト 383

① 地震保険料控除

a. 地震保険料控除の対象

自己や自己と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する家屋で常時その居住の用に供するもの、または生活用動産を保険の対象とする地震保険契約の保険料を支払った場合、保険契約者（納税者本人）は、支払った保険料の一定額を所得金額から控除することができます。これを「地震保険料控除」といいます。

地震保険は、必ず保険の対象を同じくする火災保険に付帯（セット）して契約しますが、保険料のうち地震保険料部分のみが控除の対象となります。

b. 地震保険料控除額

地震保険料控除額は、1年間に支払った保険料 **注1** の額により、所得税と個人住民税ごとに次のとおりとなります。

	1年間の支払保険料	控除額
所得税	50,000円以下	支払保険料全額
	50,000円超	一律50,000円
個人住民税	50,000円以下	支払保険料×1/2
	50,000円超	一律25,000円

注2

注1 「1年間の支払保険料」とは、その年の「1月1日から12月31日まで」に保険会社に支払った保険料のうち、保険会社から受領した返れい金等を控除したものをいいます。

注2 火災保険と旧長期損害保険契約（保険期間10年以上の満期返れい金がある火災保険契約）のいずれにも地震保険が付帯（セット）されている場合には、いずれか一方のみが対象となります。

デジタルテキスト 384

② 生命保険料控除

a. 生命保険料控除の対象

所定の要件に該当する生命保険料、介護医療保険料または個人年金保険料を支払った場合には、保険契約者（納税者本人）は、一定の支払保険料を所得金額から控除することができます。これを「生命保険料控除」といいます。

生命保険料控除の対象となる保険料のうち、介護医療保険料については、生命保険会社のほか、損害保険会社が取り扱った保険契約に係る保険料も対象となります。 **注**

注 2010（平成22）年の税制改正により、2012（平成24）年1月1日以後に締結した保険契約については、新しい生命保険料控除制度が適用されることになりました。

このため、生命保険料控除制度では、2011（平成23）年12月31日以前に締結した保険契約に適用されるものと、2012（平成24）年1月1日以後に締結した保険契約に適用されるもの（以下「新契約」といいます）とで、控除の対象および控除額が異なります。

ここでは、そのうち新契約を対象にした生命保険料控除制度について取り上げています。

デジタルテキスト 385

b. 生命保険料控除額

(a) 所得税の生命保険料控除額

所得税の生命保険料控除の額は、新契約の場合、生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の各区分ごとに、次の表のとおり計算した額となり、各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。

【新契約の場合】

区分	1年間の支払保険料等 ▲注1	控除額 ▲注2
生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	20,000円以下	支払保険料等の全額
	20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
	40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
	80,000円超	一律40,000円

▲注1 「1年間の支払保険料」とは、その年の「1月1日から12月31日まで」に保険会社に支払った金額から剰余金やその年に受けた割戻金等を控除したものをいいます。

▲注2 各区分の支払保険料等を合計した控除限度額は120,000円となります。

デジタルテキスト 386

(b) 個人住民税の生命保険料控除額

個人住民税の生命保険料控除の額は、新契約の場合、各区分ごとに、次の表のとおり計算した額となり、各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。

【新契約の場合】

区分	1年間の支払保険料等 ▲注1	控除額 ▲注2
生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	12,000円以下	支払保険料等の全額
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
	56,000円超	一律28,000円

▲注1 「1年間の支払保険料」は、前記(a)と同じです。

▲注2 各区分の支払保険料等を合計した控除限度額は70,000円となります。

デジタルテキスト 387

(2) 保険金等の税務処理（保険金等を個人が受け取る場合）

① 保険金を個人が受け取る場合

火災保険の損害保険金や傷害保険の入院保険金、通院保険金など、個人に支払われる損害保険契約の保険金は、いわゆる損害てん補の性格を有することから非課税となります。

ただし、傷害保険契約における死亡保険金は、相続人等が保険金を受け取ると、金銭的に利得が生じることから課税の対象となります。この場合、保険契約者・被保険者・保険金受取人の関係により、次のとおり課税方法が異なります。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	課税される税金
A	A	B (Aの相続人)	相続税 注1
		C (Aの相続人以外)	相続税
A	B (保険契約者以外)	A	所得税（一時所得） 注2 および 個人住民税
A	B (保険契約者以外)	C (保険契約者および 被保険者以外)	贈与税

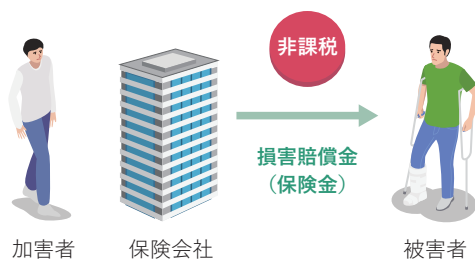
注1 死亡保険金受取人が法定相続人である場合、「500万円×法定相続人の数」の額が非課税限度額となり、死亡保険金の金額がその範囲内であれば非課税となります。

注2 所得税には、復興特別所得税を含みます。

デジタルテキスト 388

② 損害賠償金を個人が受け取る場合

交通事故等で被害者となった個人が、加害者から受け取った損害賠償金（自動車保険の対人賠償保険金など）も、保険金と同様に非課税となります。また、被害者が死亡して、相続人が受け取る損害賠償金も非課税となります。



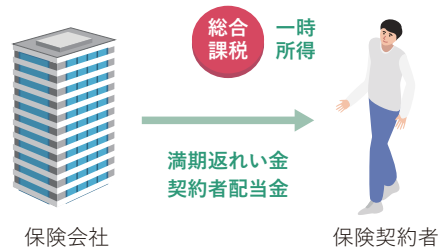
デジタルテキスト 389

③ 満期返れい金または契約者配当金を個人が受け取る場合

積立型保険契約において、保険契約者が保険期間満了時に受け取る満期返れい金および契約者配当金は一時所得として扱われ、原則として、他の所得と合算して総合課税されます。

ただし、一時所得として50万円の特別控除額が認められますので、保険金額がかなり高額な契約でない限り、課税の対象とはなりません。 **▲注**

▲注 所得税法上の一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、かつ、労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいいます。



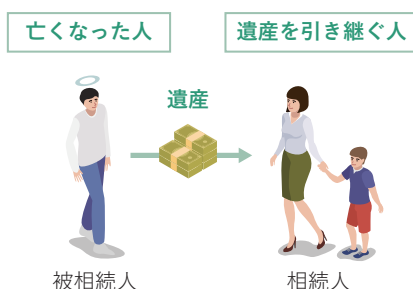


(1) 相続とは

万が一、保険契約者本人やその家族が亡くなった場合、遺族は、相続の問題に直面することになります。損害保険では、被保険者の死亡により保険金を支払う保険を取り扱っていますので、損害保険の募集に携わる者として、相続に関する法律知識は欠かせない知識のひとつといえます。

「相続」とは、人が亡くなったときに、その人の配偶者や子などが遺産を引き継ぐことをいいます。このとき、亡くなった人のことを「被相続人」といい、遺産を引き継ぐ人のことを「相続人」といいます。人（自然人）が亡くなると、その瞬間に相続が開始します。 **▲注**

▲注 相続財産は、それがプラスの場合でも、マイナスの場合（例えば、負債が相続財産を上回る場合）であっても、相続開始によって相続人に承継されます。相続人はこれを承認することも、放棄することもできます。



デジタルテキスト 391

(2) 相続人と相続順位

民法で規定している相続人（法定相続人）は、被相続人と一定範囲の血族であることによって相続人の資格をもつ「血族相続人」と、被相続人の配偶者（内縁を含みません）であることによって常に相続人となる「配偶者相続人」とに分類されます。

血族相続人には相続に順位があり、次のとおり第1順位者は子（またはその代襲（だいしゅう）相続人）、第2順位者は直系尊属（ちよっけいそんぞく）、第3順位者は兄弟姉妹（またはその代襲相続人）となり、先順位の者がいる場合は、後順位の者は相続人にはなれません。

順位	血族相続人	配偶者相続人
第1順位	子	配偶者
第2順位	直系尊属	
第3順位	兄弟姉妹	

▲注

▲注 本来、相続人の地位にあった者がその相続の前、すなわち被相続人の死亡前に既に死亡した場合、または相続権を失っていた場合、その者に子があれば、その子（被相続人の孫・甥・姪）がその権利・義務を受け継ぎます。これを「代襲相続」といいます。

デジタルテキスト 392

(3) 相続分

相続人が相続する財産の割合を「相続分」といいます。相続分は、まず、被相続人の最終意思である「遺言」による指定（指定相続分）によって決まり、遺言がないときには、次のとおり民法の定めるところ（法定相続分）によることになります。

相続人	法定相続分	
配偶者および子	配偶者 2分の1	子 2分の1
配偶者および直系尊属	配偶者 3分の2	直系尊属 3分の1
配偶者および兄弟姉妹	配偶者 4分の3	兄弟姉妹 4分の1

注1

なお、相続には、相続人のために民法上必ず残しておかなければならない遺産があり、これを「遺留分（いりゅうぶん）」といいます。遺言で、この遺留分を侵害するような相続分を指定していた場合には、遺留分を有する者（遺留分権利者）は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができます。 **注2**

注1 相続権を有する子、直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合は、その人数で除した割合がそれぞれの相続分となります。

注2 遺留分権利者は、兄弟姉妹を除く法定相続人です。

参考 相続人と相続順位

民法上で相続人（法定相続人）と定められているのは、被相続人（死亡者）の配偶者および一定の親族のみです。なお、相続人と相続順位等の主な例は次のとおりです。

①被相続人に配偶者がいるときは、その配偶者は常に相続人となります。	
②被相続人に子があれば、配偶者とともに第1順位で子が相続人となります。子が相続開始以前に死亡していて、その子に子（被相続人からみて孫）があれば、その子（孫）が親（被相続人の子）の分を代わって相続します（代襲相続）。	
③被相続人に子がないとき（または子が既に死亡しており、代襲相続する者もないとき）は、配偶者とともに、第2順位として被相続人の父母が相続人となります。父母がいないときは、祖父母等の親等の近い直系尊属が相続人となります。	
④被相続人に子も父母（直系尊属）もないときは、配偶者とともに、第3順位として被相続人の兄弟姉妹も相続人となります。兄弟姉妹で既に死亡している者があるときは、その子が親の分を代わって相続します（代襲相続）。	

(4) 遺産分割

相続財産を最終的に相続人で分ける手続きを遺産分割といいます。遺産分割には、被相続人の遺言による指定分割と、共同相続人全員の協議で決める協議分割があります。 **▲注**

▲注 遺産分割協議がまとまらない場合、家庭裁判所を通じた調停分割や審判分割による遺産分割が行われることもあります。



デジタルテキスト 394

第5章 隣接業界

デジタルテキスト 395

隣接業界の制度の仕組みや内容、その違いを理解することは、損害保険の募集に携わる者として欠かせない知識のひとつといえます。

本章では、損害保険に関わりの深い主な隣接業界の商品として、「生命保険」「少額短期保険」および「共済」の商品について説明します。

4 5 -1 生命保険

第1節の
学習時間およそ
3分

(1) 生命保険とは

わたしたちは、病気や事故、災害などにより、いつ死亡したり入院したりするかわかりません。生命保険は、人の死亡や病気による入院、通院、老後の所得喪失といった事態が起きても経済的に困らないよう、事前に準備しておくための保険制度であり、相互扶助の精神から生まれました。

生命保険は、保険事故により、「死亡保険」「生存保険」「生死混合保険」の3つに分類され、以下のような商品があります。

区分	概要	主な保険商品
死亡保険	被保険者が死亡した場合に保険金が支払われる保険です。	・定期保険 ・終身保険 ・定期付終身保険 等
生存保険	被保険者が定められた保険期間の満了まで生存している場合に保険金が支払われる保険です。	・個人年金保険 ・貯蓄保険 等
生死混合保険	被保険者が定められた保険期間中に死亡した場合は死亡保険金が、保険期間満了まで生存した場合は満期保険金が支払われる保険で、死亡保険と生存保険とを組み合わせた保険です。	・養老保険 等

また、生命保険は、保険金額の決定方法により、定額保険と変額保険とに分類されます。

定額保険は、契約時に定めた保険金額が保険期間中一定している生命保険をいい、通常、生命保険は定額保険のことをいいます。変額保険は、主として株式や債券などの有価証券に投資し、その運用実績に応じて保険金額が変動する生命保険をいいます。



(2) 損害保険との相違点

生命保険と損害保険との主な相違点として、次の点が挙げられます。

なお、保険会社は、生命保険業免許と損害保険業免許を受けて、これらを兼営することはできません。

- ①損害保険では保険の対象が主に「物」であるのに対し、生命保険では保険の対象が「人」であること
- ②損害保険では主に実際の損害額に応じて保険金が支払われる（実損払）のに対し、生命保険では契約時に定められた金額が保険金として支払われる（定額払）こと
- ③損害保険と比較して、生命保険は保険期間が長期であること
- ④損害保険では損害の発生率が不安定な面があるのに対し、生命保険では危険度を一定程度数理的に予測することが可能であること





(1) 少額短期保険とは

少額短期保険とは、保険金額が少額で、かつ保険期間が短期の保険をいい、根拠法のない共済（以下「無認可共済」といいます）への対応として2006（平成18）年4月に導入されました。これにより、原則として、それまでの無認可共済は廃止され、少額短期保険を取り扱う少額短期保険業は保険業法上の「保険業」に含まれ、規制の対象となっています。

少額短期保険業者は、一定の事業規模の範囲内で、少額短期保険の引受けを行うこととし、事業を行うためには内閣総理大臣（実務上は権限の委任による財務〈支〉局長等）の登録を受ける必要があります。

デジタルテキスト 398

(2) 保険との相違点

保険という枠組みとしては少額短期保険も共通していますが、少額短期保険は、次の点で保険と異なります。なお、少額短期保険業者は、損害保険会社や生命保険会社と異なり、少額短期保険であれば、損害保険商品と生命保険商品の併売が可能です。

- ①保険期間および保険金額に限度が設けられていること
- ②損害保険契約者保護機構および生命保険契約者保護機構による保護が適用されないこと
- ③税法上の地震保険料控除および生命保険料控除が適用されないこと

【保険期間・保険金額の上限】

- ・保険期間の上限……生命保険・第三分野の保険1年、損害保険2年
- ・保険金額の上限……次のとおりです。なお、1保険契約者に係る1被保険者について、次の区分の範囲内で、かつ、a～fの保険の保険金額の合計額は1,000万円を限度とします。

a. 死亡保険	300万円
b. 医療保険（傷害疾病保険）	80万円
c. 疾病等を原因とする重度障害保険	300万円
d. 傷害を原因とする特定重度障害保険	600万円
e. 傷害死亡保険	300万円
f. 損害保険	1,000万円
g. 低発生率保険（自動車の運行に係るものを除く個人賠償責任保険）	1,000万円

デジタルテキスト 399



(1) 共済とは

共済は、特定の地域や職場の人々により構成される団体が、構成員の福利厚生のために行う相互扶助制度です。共済の中には、生命共済や年金共済など生命保険会社の取り扱う商品や、自賠責共済、自動車共済、火災共済、傷害共済など損害保険会社が取り扱う商品と類似の商品もあります。

これらの共済事業を実施している団体には、全国共済農業協同組合連合会（J A 共済連）や全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済〈こくみん共済c o o p〉）などがあります。



参考

J A 共済連

農業協同組合法に基づき、農林水産省の認可を受けて設立された協同組織で、原則として農協（J A）の組合員とその家族を対象に、自賠責共済、自動車共済、火災共済、建物更生共済、普通傷害共済、医療共済などを取り扱っています。



参考

全労済（こくみん共済c o o p）

消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された協同組織で、労働組合員とその家族のほか、地域住民を対象に、自賠責共済、マイカー共済、交通災害共済、住まいる共済、総合医療共済などを取り扱っています。

デジタルテキスト 400

(2) 保険との相違点

相互扶助の精神に基づくという点では、保険も共済も共通していますが、共済は、次の点で保険と異なります。

- ①組合員が、原則として特定の地域または職域に限定して属していること
- ②組合員相互が福利厚生を図りながら、協同連帯の意識で結ばれていること
- ③成り立ちの違いを反映して根拠となる法律や監督官庁が異なること
- ④掛金の算定方法や給付水準などが異なること
- ⑤損害保険契約者保護機構および生命保険契約者保護機構による保護が適用されないこと

▲注

▲注 多数の組合員を集め、共済金額や給付水準のほか、掛金の算出方法などにおいても保険とほぼ同じ商品を取り扱っている共済団体もあります。

デジタルテキスト 401

基礎単位

保険用語の解説



保険用語の解説

用語	解説
損害保険	「偶然の事故」によって生じた損害に対して、実際の損害額に応じて保険金額を限度に保険金が支払われる「損害てん補」の保険のことをいいます。
生命保険	被保険者が死亡した場合、または保険期間満了まで生存していた場合（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除きます）、契約時に定めた金額が保険金として支払われる「定額給付」の保険のことをいいます。
傷害疾病定額保険	被保険者の傷害疾病による死亡・後遺障害や入院・通院等の給付事由が発生した場合、契約時に定めた金額が保険金として支払われる「定額給付」の保険のことをいいます。
大数（たいすう）の法則	数少ない経験では何の法則もないようなことでも、数多くの経験を集めると、一定の法則を見いだすことができるという考え方をいいます。
収支相等の原則	保険契約者が保険会社に払い込む保険料のうち、保険金に充当される純保険料の総額と保険会社が支払う保険金の総額とが等しくなるようにして、保険契約全体で収支バランスを保つという考え方をいいます。
公平の原則 （給付・反対給付均等の原則）	被保険者や保険の対象（保険の目的物）の危険度の異なる様々な人々が加入している中で不公平が生じないように保険料は、保険による補償の対価として、危険度の高低を反映して決めるという考え方をいいます。
保険契約申込書	保険契約者が申し込む保険契約の内容を記載し、同意の記録（署名または記名・押印等）をしたうえで保険会社に提出する書類のことをいいます。
保険証券	保険者（損害保険会社）名、保険契約者名、被保険者名、保険事故、保険期間や保険金額など保険法で定められた契約事項を記載したものをいい、保険契約成立後に保険会社から保険契約者に対して交付されます。保険契約の成立について証拠となり得る証拠証券としての性格を有しています。
保険者（ほけんじゃ・ほけんしゃ）	保険金支払いの対象となる事故（保険事故）が生じたときに、保険金支払義務を負う者のことをいい、保険会社がこれに当たります。
保険契約者	保険会社に自分の名前で保険契約の申込みを行い、保険契約を締結し、保険料の支払義務を負う者のことをいいます。
被保険者 （ひほけんしゃ・ひほけんじゃ）	損害保険契約における被保険者とは、保険事故の発生によって経済的損失を被る可能性のある者のことをいい、保険事故による損害が発生した場合、保険金を受け取る権利を有します。 （注）傷害疾病定額保険契約における被保険者とは、傷害疾病により保険の対象となる者のことをいい、必ずしも損害保険契約のように、被保険者が保険金を受け取る権利を有することを意味していません。
保険金受取人	傷害疾病定額保険契約において、保険金を受け取るべき者のことをいいます。

用語	解説
保険金	保険事故により損害が生じた場合、保険契約に基づいて保険会社が被保険者または保険金受取人に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額のことであり、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保険料	被保険者の損害を補償するための対価として、保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。
保険料率	保険金額に対する保険料の割合のことをいいます。火災保険や傷害保険（死亡・後遺障害）などでは、「保険期間1年、保険金額1,000円につき、〇円」というように表示されます。
保険期間	その期間内に保険事故が生じた場合、保険会社が保険金支払義務を負う期間のことをいいます。損害保険契約では、保険期間の多くは1年で、初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終了します。
保険事故	保険契約において、保険約款上、保険会社が一定の要件のもとに被保険者に対して保険金を支払うことを約束した事故（保険金支払いの対象となる事故）のことをいいます。
保険の対象	損害保険契約において、保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象のことをいいます。 例えば、火災保険における建物・家財や、任意の自動車保険（車両保険）における自動車などがこれに当たります。
免責事由 (めんせきじゆう)	保険約款に定められた保険金が支払われない事由のことをいいます。 例えば、火災保険契約では、火災によって生じた損害であっても、地震・噴火・津波による損害は、免責事由に掲げられ保険金が支払われません。
保険約款 (ほけんやっかん)	保険会社が保険契約の内容や条件などを定型的に定めた契約条項のことをいい、一般的な契約内容を定めた「普通保険約款」と、その内容を追加・変更・削除する「特約」があります。
告知義務	保険契約締結時に、危険に関する「重要な事項」のうち保険会社が告知を求めた事項について、事実を正確に告知しなければならない保険契約者または被保険者の義務のことをいいます。
解除	保険会社が、いったん成立した契約の効力を将来に向かって消滅させることをいいます。
通知義務	保険会社が契約締結時に告知を求めた事項のうち、保険会社が定めた事項（通知事項）について、契約締結後に変更（危険の増加等）があった場合、遅滞なく、保険会社にその旨を通知しなければならない保険契約者または被保険者の義務のことをいいます。
保険料の支払義務	保険契約の補償の対価として、保険会社に対して保険料を支払わなければならない保険契約者の義務のことをいいます。

用語	解説
保険料即収の原則	普通保険約款や特約で定める場合を除き、保険契約の締結と同時に保険料の全額を保険契約者から領収しなければならない原則のことをいいます。
被保険利益	保険事故の発生によって被保険者が損害を被るおそれのある経済的な利益のことをいいます。なお、人の価値は金銭に見積もることができないことから、からだの保険に被保険利益の概念はないとされています。
保険価額	被保険利益の評価額（保険の対象の価額）のことをいい、損害保険では、一般的に保険により利得を得てはならないという原則（利得禁止の原則）があることから、保険価額は、保険会社が支払う保険金の最高限度となります。
コンプライアンス	一般的に「法令等の遵守」という意味で用いられています。
代理店委託契約書	保険会社と代理店との間で締結する契約書のことをいい、代理店の業務や権利・義務などが記載されています。
保険募集	保険契約の締結の代理または媒介を行うことをいいます。
代理	保険会社を代理して保険会社のために保険契約の締結を行うことをいい、代理店が承諾すれば、保険会社との間で保険契約が有効に成立します。
媒介	保険会社と保険契約者との間に立って保険契約の締結の仲介を行うことをいい、後日、保険会社が契約の引受けを承諾して初めて契約の効力が生じます。
代理店	保険会社の委託を受けて、その保険会社（所属保険会社）のために保険契約の締結の代理または媒介をする者で、所属保険会社の役員または使用人でない者のことをいいます。本テキストにおいては、損害保険代理店を指します。
保険仲立人（ブローカー）	保険契約者の委託を受け、保険契約者と保険会社との間に立って、保険契約の締結の仲立（媒介）を行う者のことをいいます。
自己契約	代理店が、自己または自己を雇用している者を保険契約者または被保険者とする保険契約のことをいい、次の者を保険契約者または被保険者とする保険契約が該当します。 ①個人代理店の場合は、代理店本人、代理店本人を雇用している個人または法人 ②法人代理店の場合は、当該法人
特定契約	代理店自らと人的または資本的に密接な関係を有する者を保険契約者または被保険者とする保険契約のことをいいます。
クーリング・オフ制度	保険契約の申込みをした者または保険契約者が一定の範囲内で保険契約の申込みの撤回または解除を行うことができる制度のことをいいます。

用語	解説
ソルベンシー・ マージン比率	保険会社の支払余力比率を示すもので、保険会社が、巨大災害や保有資産の大幅な下落などの「通常の予測を超えるリスク」に対して、どの程度の「自己資本（資本・基金・準備金等）」を確保しているかを示す指標となっています。
取消し	一定の事由に基づき、契約当事者の一方が、いったん成立した契約の効力を契約時にさかのぼって消滅させることをいいます。
無効	一定の事由のある場合、契約の効力が初めから全く生じないことをいいます。
アンダー ライティング	保険会社が、申込みのあった保険契約に関するリスク状況を調査し、「契約引受の可否」および「契約条件と保険料率」を決定する契約引受判断全般のことをいいます。
モラルリスク (道徳的危険)	保険金目当ての放火・殺人や、保険事故の偽装等による不正な保険金請求など、保険制度が不正な目的に利用されることをいいます。
逆選択	危険度の高いリスクに対して保険に加入する傾向が強いこと、または危険度の高い物件だけを選択して契約することをいいます。
他の保険契約等	同じ保険の対象や同じ被保険者に付けられている当該保険契約以外の保険契約等（他の保険会社の保険契約や共済契約を含みます）のことをいいます。
第三者のためにする契約	保険契約において保険契約者と被保険者が異なる契約をいいます。
保険料領収証	保険契約締結の際、保険料を現金または小切手で領収するときに、領収の証として発行し、保険契約者に交付する書類のことをいいます。
契約内容変更（異動）	保険期間中に保険契約者等からの申し出（請求）に基づき契約内容を変更することをいいます。
解約	保険期間中に保険契約者の意思により保険契約を取りやめることをいいます。

2025年4月版
<2025年7月試験から適用>

損害保険募集人一般試験 教育テキスト（基礎単位）

2025年4月発行

発行者 一般社団法人 日本損害保険協会 募集・教育企画部

東京都千代田区神田淡路町2-9

2025.3

損保協会の許可なしに本テキストの内容の全部または一部を複写、複製または転載すること等を固く禁じます。
なお、これらの許諾については、損保協会までご照会ください。

ご不明な点がある場合は、損害保険代理店試験コンタクトセンターにお問合せください。

<損害保険代理店試験コンタクトセンター>
受付日：年末年始、祝日を除く月曜日～土曜日
（土曜日は当日の受験者からの問合せのみ対応）
受付時間：9時00分～18時00分
電話番号：03-6631-0460